

VI いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、児童自らがいじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。学校は児童に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努めます。

① 児童理解と環境づくり

- ・いじめに関する校内研修を行う。
- ・「心が安らぐ学校環境づくり」に留意し、基本的な生活習慣と学習規律の定着を図る。
- ・規範意識を醸成し、「正義が通る学校」を目指す。
- ・「見つめよう 相手の心 自分の心」をスローガンに、共感的な人間関係を築く。
- ・児童理解に努め、問題の把握や対応策について情報を共有する。

② 自尊感情をはぐくみ、互いを思いやる豊かな心の育成

- 「いのちの教育」の推進
 - ・一人一人の児童を生かした学習指導を工夫し、児童の自己肯定感を高める。
 - ・道徳の授業で、いじめを防ぐ力を育てるために、資料や展開案を吟味し、授業を実践する。（学習参観で公開する。）
 - ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニング、構成的グループエンカウンターを取り入れ、好ましい人間関係づくりに努める。
- 児童が主体となる取組の充実
 - ・「えがおあふれる西部っ子」の児童会スローガンの下、温かい心で友達と接することで良好な人間関係を築くことができるように努める。
 - ・挨拶運動やあったか言葉運動に継続して取り組む。
 - ・縦割りグループによるボランティア活動や兄弟学年・学級（1・6年、2・5年、3・4年）での交流を行い、連帯感を強めながら、自己有用感や自己肯定感を育む。

③ 家庭や地域等との連携

- 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るように努める。
- PTAや学校評議員会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進める。
- ネットいじめを防止するため、アンケートによって児童のメディア利用に関する実態を調べ、情報モラル教育を計画的に進めるとともに、PTAの協力を得て、保護者向け研修会を実施し、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。
- PTA、自治会及び校区の小中学校と連携した挨拶運動を実施する。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、軽視することなく積極的に関わります。児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底します。また、早い段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関等とチームを組んで的確に対応します。

① 日常的な観察

- ・学校生活の各場面における観察のチェックポイントを共有し、毎週水曜日のロングタイムには各教員が児童と共に遊んだり、校舎内を巡回したりして、活動の様子を見守る。

- ・児童との雑談や普段の授業等から情報を集め、教職員間で情報の共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。

② アンケート調査

- ・児童の小さな変化を見逃さないようにするため、毎月アンケート調査や諸検査を行う。
- ・無記名や記名選択式でのいじめ実態調査を行う。
- ・年2回、Q-U検査を行う。
- ・「西部っ子スタディー5」の振り返りを行い、児童の持ち物や言葉遣いに変容がないかを確認する。(月に1回程度)

③ 教育相談

- ・「心のお天気ポスト」等を設置し、児童が気がかりなことを訴えやすいようにし、随時教育相談を行う。
- ・児童全員へ定期的な個人面談を実施する。(6月、11月の年2回)

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保します。その上で、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげます。また、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携し対応します。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ防止対策委員会で情報を共有します。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性がある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

② いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた児童が安心して学習し、その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなどの同調をしていた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に相談し、連携した対応をとります。

(4) いじめが「解消」している状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消することはなく、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断します。

① いじめに係る行為が、3か月継続して止んでいること

② 被害児童・保護者が面談により、心身の苦痛を感じていないと認められること

(5) いじめの再発防止

同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策

を講じます。

① 児童の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・児童の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

② 再発防止の取組

- ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導の充実に努めます。
- ・道徳科や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員

※必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者（学校評議員、民生委員児童委員、保護司等）等を追加します。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

4 年間計画

月	取組	月	取組
4	・いじめ対策委員会（基本方針の共通理解） ・生徒指導委員会 ・アンケート調査 ・授業参観	10	・児童会「いじめ防止運動月間」 ・アンケート調査
5	・児童会「いじめ防止運動月間」 ・アンケート調査	11	・Q-U検査 ・授業参観 ・生徒指導委員会
6	・無記名アンケート調査 ・Q-U検査	12	・人権週間 ・ふれあい週間（全員面談） ・アンケート調査
7	・ふれあい週間（全員面談） ・1学期の振り返り	1	・アンケート調査
8	・生徒指導研修会（Q-U検査について）	2	・アンケート調査 ・授業参観
9	・アンケート調査	3	・生徒指導委員会 ・1年間の振り返り ・「戸出西部小学校いじめ防止基本方針」の見直し

※ 毎週金曜日の終礼前に、各学年の気になる児童について共通理解を図る「生徒指導連絡会」を行う。

5 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。